

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-8-1
処分の種類	振興計画の認定の取り消し			
根拠法令条例等・条項	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第5条第3項、伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行令第5条			
処分の概要	振興計画の認定の取り消し(第2次以降) (最終)知事 (専決)ものづくり振興課長			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(将来的に処分の対象の発生が見込まれず、処分基準を設定する実益がない。)			
基準の制定根拠	-			